

地方からの提案個票

<各府省第2次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
3	国家資格等に係る手続のオンライン化等	1
14	マイナンバーカード関係手続の合理化	19
2	住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大	33
6	セーフティネット保証の認定機関の拡充と事務手続のオンライン化	37
7	認定こども園に係る認可・認定の事前協議廃止及び保育関係施設・事業の変更届出事項を条例等の規定で可能とすること等	43
8	公務員への児童手当の支給事務を居住地の市町村長が行うこと	50

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号

97

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

オンラインによる管理栄養士免許関連手続に係る都道府県経由事務の廃止

提案団体

新潟県、岐阜県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

管理栄養士免許の各種申請(免許申請、免許証書換え交付申請、名簿訂正申請、免許証再交付申請、登録抹消申請)について、オンラインで申請された場合の都道府県経由事務の廃止を求める。

具体的な支障事例

管理栄養士免許の各種申請について、申請者の住所地を管轄する都道府県を経由することとされている。手数料も収入印紙で国庫に入り、都道府県は経由するだけなのに、戸籍謄本の住所氏名等との照合や栄養士免許の確認などの事務負担が生じている。

なお、当県の場合、令和3年度には①免許申請:133件、②免許証書換え交付申請:7件、③免許証再交付申請:1件、④免許証書換え交付申請と免許証再交付申請を同時に行うケース:4件の案件があり、保健所及び本庁での受付審査にそれぞれ①:80分、②及び③:40分、④:50分程度の時間を要した。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県の事務負担が軽減される。

根拠法令等

栄養士法施行令第1条、第3条、第4条、第5条、第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、郡山市、茨城県、高崎市、千葉市、山梨県、長野県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

〇当市においては、申請者から申請書類等の審査を行い県に進達を行うとともに、発行された免許証を県経由で受理し、申請者に対し交付している。

県を経由していることから、申請から交付まで約4か月間、また、登録済み証についても発行までに1~2か月間要しており、その間申請者から進捗状況の問合せが多く寄せられている。

以上のことから、オンライン申請により県を経由することがなくなれば、免許証及び登録済み証の交付期間が短縮されることとなり、申請者においてはメリットが感じられることになると思われ、また当市においては申請者からの問合せ件数の減少に繋がる可能性がある。

〇当県での令和3年度の処理件数について、①免許申請:90件、②名簿訂正書換申請:74件、③再交付申請:11件があり、書換と再交付の同時申請に関するケースは1件あった。

○当県の場合、令和3年度には①免許申請:508件、②免許証書換え交付申請:237件、③免許証再交付申請:18件の案件があり、保健所及び本庁でそれぞれ受付審査を行っている。審査は複数名で行っており、審査にかかる時間は約1分/件程度であるが、不備があった場合は、確認・補正等に相当期間要する。

○当県では平成31年4月に開校した管理栄養士養成校が開設4年目を迎え卒業生(80人程度)が輩出することもあり、栄養士および管理栄養士免許の事務作業が大幅に増加する見込みである。

令和4年度の新規免許取得者は130件近く予定しており、例年の免許申請数より著しい増加が見込まれる。(令和3年度管理栄養士免許新規申請者は49件)

事務処理増加に伴う職員の配置増はなく、担当職員の業務負担が大きくなる見込みである。加えてオンライン申請の開始により、申請者からのオンラインシステムに関する問い合わせ対応等の業務が増えることも懸念される。

オンライン申請は保健所(窓口)を介さない手法ということで立案されたと認識しているが、保健所を介さないことにより、本庁で確認作業や差し替えの依頼を実施することとなり、事務負担が大きくなる恐れがある。

以上のことからオンライン申請(保健所窓口を介さない申請)については都道府県経由事務の廃止を求める。

○当県も同様に、都道府県は経由するだけなのに、戸籍謄本の住所氏名等との照合や栄養士免許の確認などの事務負担が生じている。

各府省からの第1次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の検討において、管理栄養士の各種申請に関する手続のオンライン化についても関係省庁とも協議の上、検討を行っているところである。

都道府県経由事務については、一連の免許関連手続のうちどの程度までオンライン化が可能かは今後の検討によるものの、可能な限り事務負担が軽減されるよう、引き続き管理栄養士の各種申請に関する手続のオンライン化の検討の中で議論を行うこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

経由事務の具体的な内容は、申請書の記載チェックを始め、住所氏名などの戸籍謄本等添付書類との照合、栄養士免許の確認、補正依頼まで、形式審査ではなく、国に代わり実質的な審査事務を行っていることから事務の負担が大きく、要する時間も長くなっている。特に申請の多い3~4月は、年度替わりの繁忙期とも重なり特に事務負担が大きくなっている。

また、現行では申請者が住所を管轄する保健所にて申請を行うため、対面での受付、書類の一次審査などが保健所の負担となっている。特に多忙を極める新型コロナウイルス感染症対応の中で、経由事務がさらに保健所業務を逼迫させている。

令和3年度の新潟県の申請内容では、免許申請が最も多く、133件となっており、1件あたりの処理に要する時間は約80分となっており、合計すると、年間所要時間は新潟県の場合は、約24日分に相当し、共同提案団体の岐阜県では、約34日分に相当する。

都道府県経由事務が廃止されれば、オンライン化による迅速化に加え、都道府県を経由する時間の削減により、都道府県の事務負担が軽減されるとともに、申請者への免許証の迅速な交付が可能となる。

申請者のメリットにも繋がり、事務の効率化も図れることから、オンライン化に当たっては、「都道府県経由事務の廃止」を前提とした事務フローとなるよう検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

国家資格等の制度所管省庁は、システムにより申請手続をオンライン化するに当たっては、都道府県経由事務が原則として不要となるよう整理すべきではないか。システムを所管するデジタル庁としても、当該整理を促すべきではないか。

なお、管理栄養士に係る都道府県経由事務については、現在全ての都道府県を対象に実施しているヒアリングの結果を集約した上で、その結果及び今後の方向性を第2次ヒアリングでお示しいただきたい。デジタル庁は、システムの構築・制度設計に際しては、都道府県経由事務が存在しない手順フローに対応できるようにすることを標準仕様とすべきではないか。

各府省からの第2次回答

都道府県経由事務については、関係省庁とも協議の上、継続して検討を行っているところである。また、管理栄養士免許の所有者は、例外なく栄養士免許も所有しているため、管理栄養士免許手続と栄養士免許手続のオンライン化を一体的に進めることが申請者の負担軽減につながるという観点も踏まえ、栄養士免許の手続について、都道府県にアンケート調査を実施し、システムの利用意向等を確認中である。一連の免許関連手続のうち、どの程度までオンライン化が可能かについては、アンケートの結果やシステムの制度設計等を踏まえ、引き続き、管理栄養士の各種申請に関する手続のオンライン化の検討の中で議論してまいりたい。国家資格等情報連携・活用システムについては、都道府県経由事務を廃止した手順フローについても対応できるよう設計・開発を行うこととする。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号

113

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

調理師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

調理師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び同手続に係る府県の事務を一元的に実施している当広域連合において同システムを活用できるよう求める。

具体的な支障事例

調理師の免許申請、名簿の訂正、免許証書換及び免許証再交付の申請については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。

当初の免許証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、当広域連合での名簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりに多くの時間を費やしている。

このような事態が生ずる原因は、資格保有者に義務付けている調理師名簿訂正申請(調理師法施行令第11条第1項)が義務どおりに履行されることが少ないことにある。実務上は、申請者が転職・再就職等しようとした際、免許取得以後の改姓(結婚、離婚等)、本籍地変更等で手元の免許証が使えなかったり、免許証を紛失していたりして、現在の氏名や本籍地の表示された免許証が必要になったときにはじめて名簿訂正・免許証書換交付が一体的に申請されるのが大半である。

この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できれば大きな改善が見込まれる。同システムでは、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握し、当該資格保有者に届出勧奨を行って資格保有者の登録内容の正確性を確保することが考えられており、現場における支障の発生そのものを抑制することも期待される。

しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、調理師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。

【参考】令和3年度当広域連合処理件数:新規交付 4,463 件、書換交付 1,223 件、再交付 1,277 件

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

調理師免許関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、全面的なデジタル化が実現する。

特に、「戸籍情報連携システム(仮称)」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者の手続負担が大きく軽減されるばかりでなく、結果として申請者への免許証交付までの期間も短縮され、時間的

にも経費的にも手続の合理化や事務の効率化が望める。

根拠法令等

住民基本台帳法第 30 条の 11、第 30 条の 15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 1 項、第 19 条第 8 号、別表第一、別表第二、調理師法施行令第 1 条、第 11 条、調理師法施行規則第 1 条第 2 項第 2 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、川崎市、広島市、高知県、那覇市

—

各府省からの第 1 次回答

御提案の調理師免許関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において行くとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和 4 年度（2022 年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和 5 年（2023 年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」（第 6 1.(3)②）とされている。

そこで、本提案を契機に検討を加速していただき、本提案の資格が「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の対象資格であることを明確にするとともに、「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」における運用開始目標年次について、令和 6 年度以降なるべく早期の時期でお示し願いたい。

本提案が実現することにより、資格取得・保有者の手続負担の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果に加え、各種証明書発行機関や手数料納付窓口機関の事務負担軽減といった波及効果も期待され、国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にも大いに資するものであることから、是非とも前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

システムの対象資格拡大については、デジタル庁が国家資格等の制度所管省庁に働きかけ、提案対象の 5 資格に限定せず一体的に検討を進めていただきたい。

各府省からの第 2 次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）にて、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和 4 年度（2022 年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和 5 年（2023 年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」とされている。

国家資格等情報連携・活用システムについては、税・社会保障に係る 32 資格において、先行して令和 6 年度からの運用開始を目指しているところ、ご提案いただいている資格についても、関係省庁と協議の上、検討してい

きたい。

提案対象以外の資格についても、本システムの利用意向の有無等についての調査を実施し、利用意向を示した資格について、本システム搭載に向けての調整を行っているところである。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号

114

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

製菓衛生師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

製菓衛生師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び同手続に係る府県の事務を一元的に実施している当広域連合において同システムを活用できるよう求める。

具体的な支障事例

製菓衛生師の免許申請、名簿の訂正、免許証書換及び免許証再交付の申請については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。

当初の免許証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、当広域連合での名簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりに多くの時間を費やしている。

このような事態が生ずる原因は、資格保有者に義務付けている製菓衛生師名簿訂正申請(製菓衛生師法施行令第3条第1項)が義務どおりに履行されることが少ないことにある。実務上は、申請者が転職・再就職等しようとした際、免許取得以後の改姓(結婚、離婚等)、本籍地変更等で手元の免許証が使えなかったり、免許証を紛失していたりして、現在の氏名や本籍地の表示された免許証が必要になったときにはじめて名簿訂正・免許証書換交付が一体的に申請されるのが大半である。

この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できれば大きな改善が見込まれる。同システムでは、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握し、当該資格保有者に届出勧奨を行って資格保有者の登録内容の正確性を確保することが考えられており、現場における支障の発生そのものを抑制することも期待される。

しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、製菓衛生師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。

【参考】令和3年度当広域連合処理件数:新規交付 1,113 件、書換交付 157 件、再交付 80 件

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

製菓衛生師免許関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、全面的なデジタル化が実現する。

特に、「戸籍情報連携システム(仮称)」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者

の手續負担が大きく軽減されるばかりでなく、結果として申請者への免許証交付までの期間も短縮され、時間的にも経費的にも手續の合理化や事務の効率化が望める。

根拠法令等

住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、製菓衛生師法施行令第1条、第3条、製菓衛生師法施行規則第1条第2項第1号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、高崎市、川崎市、広島市、福岡県、那覇市

—

各府省からの第1次回答

御提案の製菓衛生師免許関係手續のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「社会保障等以外の国家資格等に係る手續についても、マイナンバーを利用した手續のデジタル化を推進するため、令和4年度（2022年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手續における添付書類の省略を目指す」（第6 1.(3)②）とされている。そこで、本提案を契機に検討を加速していただき、本提案の資格が「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の対象資格であることを明確にするとともに、「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」における運用開始目標年次について、令和6年度以降なるべく早期の時期でお示し願いたい。本提案が実現することにより、資格取得・保有者の手續負担の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果に加え、各種証明書発行機関や手数料納付窓口機関の事務負担軽減といった波及効果も期待され、国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にも大いに資するものであることから、是非とも前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

システムの対象資格拡大については、デジタル庁が国家資格等の制度所管省庁に働きかけ、提案対象の5資格に限定せず一体的に検討を進めていただきたい。

各府省からの第2次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）にて、「社会保障等以外の国家資格等に係る手續についても、マイナンバーを利用した手續のデジタル化を推進するため、令和4年度（2022年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手續における添付書類の省略を目指す」とされている。国家資格等情報連携・活用システムについては、税・社会保障に係る32資格において、先行して令和6年度か

らの運用開始を目指しているところ、ご提案いただいている資格についても、関係省庁と協議の上、検討していきたい。
提案対象以外の資格についても、本システムの利用意向の有無等についての調査を実施し、利用意向を示した資格について、本システム搭載に向けての調整を行っているところである。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号

115

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

全国通訳案内士登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

全国通訳案内士の登録に関する事務について、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び府県の事務を一元的に実施している当団体において同システムを活用できるよう求める。

具体的な支障事例

全国通訳案内士となるには、全国通訳案内士試験に合格後、居住する都道府県の知事の登録を受けなければならない。登録事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。変更の届出に当たっては、当該変更が行われたことを証する書面を添付する必要がある。

そのため、変更の届出を行おうとする者にとって、当該変更が行われたことを証する書面(住所地の変更の場合には住民票の写し、氏名の変更の場合には戸籍抄本など)の準備に係る手間や費用の負担が生じているとともに、府県の事務を一元的に実施している当団体にとっても、変更の届出を行おうとする者への説明や書類の確認が手間となっている。

また、資格保有者には登録事項に変更があった場合の届出が義務付けられているが、実態としては、登録事項に変更があっても届出がなされていないことも多いと認識している。現在は、変更の届出がなされていない場合にそのことを把握する手段がないため、全国通訳案内士登録簿の正確性が損なわれていると考えている。

さらに、過去に変更の届出がなされないまま複数回の氏名の変更があった場合等、変更の届出をしようとする時点での書面では変更の経緯が確認できないケースでは、当団体の全国通訳案内士登録簿と一致するまで遡って確認する必要があるため、改製原戸籍謄本まで取り寄せるよう依頼する必要が生じることもあり、変更の届出を行おうとする者と当団体の双方にとってさらに大きな負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用により、住民票の写しや戸籍抄本の添付の省略が可能となり、変更の届出を行おうとする者と当団体の双方の負担軽減となる。

根拠法令等

通訳案内士法第20条、第23条、通訳案内士法施行規則第16条、第19条第1項、住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、茨城県、埼玉県、愛知県

○全国通訳案内士試験合格後、当県で新規登録をする際、また住所や氏名が変更になった際には、窓口での申請を行っている。その際には本人確認や変更内容を証する書面として、住民票や戸籍謄本、戸籍抄本等の提出を求めている。上記の書類を取得する際に手数料がかかってしまうことに加え、変更の履歴が確認できない場合（住民票を移していない等の理由により発生）がある。後者においては、本籍地や以前住んでいた地域の自治体など複数に連絡を取る必要があり、申請者にとっても自治体にとっても大きな負担となる。

「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」を活用できるようにすることで、申請者は書類の提出量が減り、手数料（本人確認や変更内容を証する書面を取得する際の手数料を指す）の負担がなくなる。また自治体は対応時間の短縮、申請の簡素化が見込める。

○当県においても、登録者の住所・氏名等の変更の届出が速やかに行われていない事例がみられ、全国通訳案内士登録簿の正確性が損なわれていると考える。

○当県でも、転居を複数回行った後に申請されるケースや、氏名変更による変更届出を忘れており、転居時に合わせて変更の届出を行うケースが見受けられるが、そもそも現登録証の登録行政庁での登録の事実の確認と、現住所の証明書類があれば、その間の履歴を確認する必要性は低いと思われる。

なお、「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の活用により、届出にかかる手続きの簡略化が図れるのであれば、登録行政庁及び通訳案内士本人、双方の負担軽減となると考える。

各府省からの第1次回答

御提案の通訳案内士登録関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度（2022年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」（第6 1.(3)②）とされている。

そこで、本提案を契機に検討を加速していただき、本提案の資格が「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の対象資格であることを明確にするとともに、「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」における運用開始目標年次について、令和6年度以降なるべく早期の時期でお示し願いたい。

本提案が実現することにより、資格取得・保有者の手続負担の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果に加え、各種証明書発行機関や手数料納付窓口機関の事務負担軽減といった波及効果も期待され、国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にも大いに資するものであることから、是非とも前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

システムの対象資格拡大については、デジタル庁が国家資格等の制度所管省庁に働きかけ、提案対象の5資格に限定せず一体的に検討を進めていただきたい。

各府省からの第2次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）にて、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度（2022年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の

整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」とされている。
国家資格等情報連携・活用システムについては、税・社会保障に係る32資格において、先行して令和6年度からの運用開始を目指しているところ、ご提案いただいている資格についても、関係省庁と協議の上、検討していきたい。
提案対象以外の資格についても、本システムの利用意向の有無等についての調査を実施し、利用意向を示した資格について、本システム搭載に向けての調整を行っているところである。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号

116

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

クリーニング師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用

提案団体

関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

クリーニング師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県において同システムを活用できるよう求める。

具体的な支障事例

クリーニング師の免許申請、名簿の訂正、免許証訂正及び再交付の申請については、現在、申請に伴う添付書類について書面により提出を求めている。このうち、原簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。

当初の免許証交付時点から長年経過した後の訂正交付や再交付の申請、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、原簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改製原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりに多くの時間を費やしている。

また、資格保有者が免許証訂正申請(クリーニング業法施行規則第8条)の手続きを怠り、義務どおりに履行されていない場合も考えられる。

この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できれば大きな改善が見込まれる。また、同システムでは、自動的に登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者に対して届出勧奨を行うことも考えられており、免許証訂正申請の手続きを促す効果も期待される。

しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされており、クリーニング師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。

【参考】令和3年度提案団体処理件数計:新規交付60件、訂正交付3件、再交付7件

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

クリーニング師免許関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、全面的なデジタル化が実現する。

特に、「戸籍情報連携システム(仮称)」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者の手続負担が大きく軽減されるばかりでなく、結果として申請者への免許証交付までの期間も短縮され、時間的にも経費的にも手続の合理化や事務の効率化が望める。

根拠法令等

住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、クリーニング業法第8条、クリーニング業法施行令第1条、クリーニング業法施行規則第4条第1号、第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、群馬県、高崎市、大阪府、高知県、大分県、沖縄県、那覇市

○資格保有者が免許証訂正の手続きを怠っていることも考えられるため、手続きを促すためにも、システム活用は有効であると考えます。

○クリーニング師の免許の名簿訂正、免許証訂正において、過去何回も戸籍の変更があり、他県も含めて複数回の戸籍取り寄せをしてもらうことになり、申請者に対し、負担を強いた。

各府省からの第1次回答

御提案のクリーニング師免許関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度（2022年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」（第6-1-(3)②）とされている。

そこで、本提案を契機に検討を加速していただき、本提案の資格が「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の対象資格であることを明確にするとともに、「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」における運用開始目標年次について、令和6年度以降なるべく早期の時期でお示し願いたい。

本提案が実現することにより、資格取得・保有者の手続負担の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果に加え、各種証明書発行機関や手数料納付窓口機関の事務負担軽減といった波及効果も期待され、国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にも大いに資するものであることから、是非とも前向きにご検討いただきたいと思います。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

システムの対象資格拡大については、デジタル庁が国家資格等の制度所管省庁に働きかけ、提案対象の5資格に限定せず一体的に検討を進めていただきたいと思います。

各府省からの第2次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）にて、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度（2022年度）に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」とされている。

国家資格等情報連携・活用システムについては、税・社会保障に係る32資格において、先行して令和6年度か

らの運用開始を目指しているところ、ご提案いただいている資格についても、関係省庁と協議の上、検討していきたい。
提案対象以外の資格についても、本システムの利用意向の有無等についての調査を実施し、利用意向を示した資格について、本システム搭載に向けての調整を行っているところである。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁 第2次回答

管理番号

117

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

登録販売者登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用

提案団体

関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

登録販売者登録関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県において同システムを活用できるよう求める。

具体的な支障事例

販売従事登録の登録申請、登録事項変更、登録証書換、登録証再交付の申請等については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者にとって大きな負担となっている。

当初の登録証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、名簿登録情報と一致するまで遡って確認する必要があり、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。

このような事態が生ずる原因のひとつには、資格保有者に義務付けている登録販売者名簿の登録事項変更届出(医薬品医療機器等法施行規則第159条の9第1項)が義務どおりに履行されないことにある。このようなケースでは、資格保有者が登録証の呈示を必要とした際、当初登録以後の本籍地変更や改姓(結婚、離婚等)等で手元の登録証が使えなかったり、登録証を紛失していたりして、現在の氏名等が表示された登録証が必要と判明してはじめて届出がされる。

この登録関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を府県内全ての所管部署(本庁、保健所等)において活用できれば大きな改善が見込まれる。例えば、同システムによって、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握する等の作業を全て自動的に行うことで、現場における支障の発生そのものを抑制する活用も考えられる。

しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、登録販売者が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。

【参考】令和3年度提案団体処理件数計:新規登録 2,659件、書換交付 272件、再交付 80件

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

登録販売者関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、「戸籍情報連携システム(仮称)」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者の手続負担が大きく軽減される。

ただし、住民票や戸籍抄(謄)本等以外の添付書類がデジタル化しなければ全面的なデジタル化は困難。

根拠法令等

住民基本台帳法第 30 条の 11、第 30 条の 15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 1 項、第 19 条第 8 号、別表第一、別表第二、医薬品医療機器等法第 36 条の 8 第 2 項、医薬品医療機器等法施行規則第 159 条の 7 第 2 項第 2 号、第 159 条の 9、第 159 条の 11 第 2 項、第 159 条の 12 第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、滋賀県、山口県、高知県、大分県、沖縄県、那覇市

○販売従事登録の登録事項変更、登録証書換、登録証再交付の申請等については、登録を受けた都道府県知事あてに提出することとされているため、引っ越し等による戸籍抄本等の取り寄せに時間を要することがある。また、登録事項変更届については、事由の生じた日から 30 日以内に届出することとされており、時間的な制約もある。申請書等に添付が求められている届出の原因となる事実を証する書類の電子化が図られれば、申請者の負担を減らすことができる。

各府省からの第 1 次回答

御提案の販売従事登録関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況を踏まえて、ご指摘の「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用も含め、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用も含め、」とのことだが、既に同システムの開発が進行している中、登録販売者に係る販売従事登録について別システムをコスト・時間を費やして開発しなければならない特段の理由は考えられず、本登録に係るデジタル化の具体的な推進方策は「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用以外にないものと思料する。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和 4 年度(2022 年度)に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和 5 年(2023 年)にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」(第 6 1.(3)②)とされている。

そこで、本提案を契機に検討を加速していただき、本提案の資格が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の対象資格であることを明確にするとともに、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」における運用開始目標年次について、令和 6 年度以降なるべく早期の時期でお示し願いたい。

本提案が実現することにより、資格取得・保有者の手続負担の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果に加え、各種証明書発行機関や手数料納付窓口機関の事務負担軽減といった波及効果も期待され、国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にも大いに資するものであることから、是非とも前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

システムの対象資格拡大については、デジタル庁が国家資格等の制度所管省庁に働きかけ、提案対象の 5 資格に限定せず一体的に検討を進めていただきたい。

各府省からの第2次回答

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)にて、「社会保障等以外の国家資格等に
係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度(2022年度)に調
査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年(2023年)にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の
整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」とされている。

国家資格等情報連携・活用システムについては、税・社会保障に係る32資格において、先行して令和6年度か
らの運用開始を目指しているところ、ご提案いただいている資格についても、関係省庁と協議の上、検討してい
きたい。

提案対象以外の資格についても、本システムの利用意向の有無等についての調査を実施し、利用意向を示し
た資格について、本システム搭載に向けての調整を行っているところである。